

令和8年度（2026年度）

世田谷区子どもの学び場運営スタートアップ事業の募集

- 子どもの学びを支援する活動への補助 -

随時申請受付中（活動開始の2か月前にご相談ください）

世田谷区ではすべての子どもが等しく学び、夢や希望を持つことができる環境をつくるために、「子どもの学び場運営スタートアップ事業」を実施しています。子どもの学習習慣の定着および学習でのつまずきを予防するために、区内で主に小学校1年生～4年生を対象に、学校の宿題等の自主学習を支援する団体の活動費の一部を補助します。

子どもの学び場運営スタートアップ事業は「子どもの貧困対策計画」の“地域における切れ目ない学習支援”の一環として実施しています。また、「子どもの貧困対策計画」を「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）」の中に位置づけています。

1. 対象活動

- (1) 学習習慣の定着や学習でのつまずきを予防するために、学校の宿題等の学習を支援する継続的な活動であること
- (2) 月1日以上、1回当たり1時間以上、定期的実施すること
- (3) 1回当たりの参加者が概ね3名以上見込めること
- (4) 参加者のうち区内に在住する小学校1年生～4年生の人数が半数を超えること
- (5) 常駐できる責任者（1名以上）及び活動の補助ができるスタッフ（1名以上）を配置すること
- (6) 事故発生時の対応のための保険に加入すること
- (7) 利用料は無料とすること
- (8) 特定の者に受入を限定しないこと



● 活動時の留意事項 以下の内容に注意して活動してください

- ・ 屋内で落ち着いて学習できる環境を整えること
- ・ 事業の実施中や帰宅時等において、子どもの安全管理に十分配慮すること
- ・ 災害や感染症予防のための対応に十分配慮すること
- ・ 必要に応じて参加する子どもやその保護者等の相談を聞き、相談支援機関を紹介すること
- ・ 幅広い子どもが参加できるように、毎回、チラシの配布・掲示やホームページ等により、広く周知を行うこと
- ・ 地域住民の理解と協力を得ること
- ・ 本事業の趣旨を踏まえ、継続した取組みとすること
- ・ 食育活動の際は衛生管理や食物アレルギーの有無等に十分配慮し、事前に管轄の保健所に相談すること
- ・ 食育活動の際は、生ものなど、食中毒を起こす危険性がある食事の提供は避けること
- ・ 食育活動で費用を徴収する場合は実費等の低額とし、参加者の費用負担が難しい場合は配慮すること

*本事業における食育活動とは、子どもと一緒に調理の準備や片付け、調理を行った軽食の提供を行うことを指します

2. 対象団体

下記の(1)～(5)の要件を満たす団体

- (1) 民間非営利団体（法人格は問わないが、任意団体の場合は会則・規約があること）
- (2) 構成員が2人以上であり、区内に事務所又は活動拠点があること
- (3) 区が実施する連絡・交流会・研修会などに参加できること
- (4) 個人情報 を適正に管理できること
- (5) 政治・宗教活動を目的とせず、反政府勢力と一切関わっていないこと



3. 対象活動期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日 かつ 交付決定後に実施した活動にかかる経費が助成の対象です。

*最長3年間継続補助が可能。ただし、毎年度交付申請を行い交付決定を受ける必要があります。

*令和8年度に限り、すでに3年間の継続補助を受けた場合でも、再度交付申請を行うことが可能。

4. 補助の種類・補助金額・補助対象経費

補助の種類として、通常活動の補助（基本）と、休暇時活動・食育活動・団体内部研修の3種類の加算があります。また、各補助について、補助上限額や補助回数上限、補助対象経費が異なります。

	補助・加算の種類	補助金額（補助金額上限）	補助回数上限	補助対象経費
基本	通常活動の補助 (月1回以上の定期的な実施)	1回あたり6,000円 (上限288,000円)	年間48回 *月4回	人件費 報償費 交通費 消耗品費 物品費
加算①	休暇時活動の加算 (夏・冬・春休み時に、通常活動に加えて実施する活動)	1回あたり6,000円 (上限72,000円)	年間12回 *通常活動以外	印刷製本費 使用料 保険料 運搬料 その他
加算②	食育活動の加算 参加者数の年間平均が3～10人	1回あたり2,500円 (上限150,000円)	年間60回	消耗品費 物品費
	参加者数の年間平均が11人以上	1回あたり3,000円 (上限180,000円)		
加算③	団体内部研修の加算 (団体が活動の質向上のために実施する研修)	50,000円	回数上限なし	人件費 報償費 交通費 消耗品費 印刷製本費 使用料

食育活動の加算は、活動期間中の参加者数の平均人数で金額が変わります。

- ・参加者人数が3～10人の場合は、1回の活動あたり2,500円
- ・参加者人数が11人以上の場合は、1回の活動あたり3,000円

※交付決定後は補助金額の増額はできないため、申請時にご留意ください。

補助対象経費については、次ページに例示を記載しておりますので、そちらもご覧ください。

● 補助対象経費について

団体の事務所等の賃借料など経常的な運営経費、申請事業と関わりのない経費は対象外。

費目	補助対象経費の内容（例示）	補助金からの支出が認められない経費（例示）
人件費	・ 本事業に従事した団体の職員等の人件費	・ 団体の職員の経常報酬 ・ 補助事業と関わりのない役員への報酬
報償費	・ 本事業に従事するスタッフ（団体職員以外）への謝礼	・ 団体の職員に対する謝礼（※人件費で計上）
交通費	・ スタッフやボランティアの交通費	・ 出発地から目的地までの経路について合理性が認められない場合の交通費
消耗品費	・ 文房具 ・ 食材購入費	・ 参加記念品など、単に参加者に提供するだけの物品を取得するための経費
物品費	・ ドリル ・ 知育教材	・ 1件あたり10万円を超える物品の取得経費 ・ 1件あたり10万円以下であっても、団体の別事業や経常的運営等で使用できる物品の取得経費（通信機器や電子機器等）
印刷製本費	・ 補助事業の周知用チラシ印刷費	・ 補助事業以外の団体活動を紹介するチラシ印刷費
使用料	・ 会場使用料	・ 事務所家賃等の経常経費
保険料	・ 行事保険の保険料	・ 補助事業以外の事業に対する保険料
運搬料	・ チラシ等の郵送費	・ 補助事業と関わりのない物品の運搬料
その他		・ 団体の活動を紹介するホームページの維持管理経費 ・ 事務所の光熱水費等の経常経費

5. スケジュール

日程	内容
随時	事前相談 ※活動開始の2か月前まで
	補助金交付申請書類の内容確認・審査
	補助金交付申請審査結果の通知送付
	助成対象事業の開始
令和8年7月～10月	団体研修会・交流会
令和9年2月中旬～3月中旬	補助金実績報告・次年度交付申請説明会
令和9年3月31日	事業終了
令和9年4月上旬	補助金実績報告書類の提出
令和9年5月下旬	補助金の交付

* 申請書類提出から1か月半後をめぐりに審査結果通知を送付いたします。
審査結果通知日以降の活動期間が補助の対象となります。ご注意ください。

6. 補助金交付申請（随時申請）

随時受付の場合は、申請書類提出から1か月半後をめぐりに審査結果通知を送付いたします。

また、随時受付の場合は、審査結果通知日以降の活動期間が補助の対象となりますのでご注意ください。

(1) 申請書類

- ①世田谷区子どもの学び場運営スタートアップ事業補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④団体の会則・規約等（様式任意）
- ⑤団体の役員名簿（様式任意）
- ⑥団体の概要や事業内容がわかる書類（ある場合、様式任意）

※①～③の書類は、区のホームページもしくは子ども家庭課窓口（西棟3階）にて入手ください。



(2) 提出方法 オンライン手続き・郵送・窓口持参のいずれか

【オンライン手続きフォーム】



<https://logoform.jp/f/w3EEs>

【窓口・郵送の場合の提出先】

〒154-8504

世田谷区世田谷4-22-33 西棟3階

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課

子ども・子育て支援担当

※窓口にお越しいただく前に必ずご連絡ください。

(3) 申請時の留意事項

- ・初めて本補助金の交付申請を行う場合は、必ず子ども家庭課へ事前相談をおこなってください。
- ・書類提出の前に記載例等を確認し、書類の不足・不備がないかをご確認ください。
- ・補助を受けられる回数は、年度内1回、最長3回（3年）までです。
ただし、令和8年度に限り、すでに3年間の継続補助を受けた場合でも、再度交付申請を行うことが可能です。
- ・審査にあたり、子ども家庭課より電話やメールにて活動内容の確認、書類の修正依頼をする場合があります。
- ・ご提出いただいた申請書類は返却いたしません。必ず控えをお持ちください。
- ・交付決定後の補助金の増額はできません。

7. その他

- ・事業を実施する際は、ほかの活動と明確に区分できるようにしてください。
- ・補助金交付決定団体には、適宜、子ども家庭課よりメール等にてご連絡をいたします。
連絡があった際には、必ずご確認をお願いします。
- ・本事業は、共助による子育てのしくみづくりである子ども・若者基金を活用した補助です。

8. 問合せ先

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援 子ども・学び場運営スタートアップ事業担当

電話：03-5432-2569 FAX：03-5432-3081